

社会福祉法人虹の子会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人虹の子会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(改廃)

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、2017年4月1日から施行する。